

学 校 教 育

第1節 概 要

1 指導行政の基本方針

児童生徒の学力問題の解決のための施策に重点をおいてすめることとした。

そのためには、授業の充実をはかることを第一義とし授業充実のために、その体制化をはかることと、授業そのもののいわば体質改善をはかることの二面の努力を並行してつとめることにした。

前者のためには、施設、設備の改善、教職員の勤務の合理化、事務量軽減の配慮、学校行事等の調整、諸表簿類の合理化等の条件をととのえることを指導するとともに実質的な授業時数の確保につとめるよう指導した。

後者のためには、指導法の改善を目指して校内外の現職教育を強化し、研究指定校の指導をとおして資料を提供するとともに、調査研究所の指定と相まって、全国一せい学力調査の結果の活用をじゅうぶんにはかることとした。

一方自主的研究団体の育成強化をはかり、一般に自主的な研修意欲のもりあがりに沿うて指導助言を充実するよう努力した。

学力向上の内容は、新教育課程にそるべきものであるから、教育課程研究集会の運営を適切にすることによって現場の実態が、新教育課程の完全実施によって充実の度を高めるよう配慮した。

なお学力向上の問題は、根底において、道徳の指導およびひろく生活の訓練にささえられているものであるので、この面の指導に力をつくし、品性のとうや（陶冶）と学力の向上を密接させ、人間形成にひずみをもたらすことのないよう、じゅうぶん配慮した。

さらに、校長、教頭の指導性を高め、教育管理の向上をはかって学力問題の解決に迫るとともに、社会教育との連絡を密にして、地域社会および家庭の理解と協力をうることにつとめ、総合的に児童生徒の学力向上をはからうとつとめた。

他面、科学技術教育、産業教育の刷新強化をはかって時代の要請にこたえることとし、教職員の質の向上、設備の充実にいっそうつとめることにした。

なお養護学校の教育ならびに特殊学級の教育、へき地教育等の充実につとめ、本県教育の水準の向上に実質的な努力をけいぞくすることとしたのである。

2 指導組織および運営

本庁指導主事は前年と同様12名であったが、農業担当

の指導主事を1名専任とし、農業高校体質改善等の指導事務を担当した。

出張所の指導陣容としては、市町村教委身分のあて指導主事を含めた46名によって小、中の指導にあたった。また出張所指導係の相談役として本年度も各管内5名、計80名の指導委員が委嘱され、指導係の活動に協力して、小、中学校の強化指導に当った。

学校教育指導協議会を年3回開催し、また指導資料「授業充実の手びき」の編集を行ない、また隔月間「学校教育」B5版32ページを配布し、現場指導に直結するよう努力した。

指導委員についても全体協議として年1回、各ブロックごとに1回の会議を開催し、指導の問題点等について解明するとともに、連らくを緊密にとった。なお指導委員は特殊な技術を伴なうものについて委嘱し、その内訳は次のとおりである。

国語2、理科2、音楽14、図美13、家庭15、
技术15、外国語15、道徳3、商業1、計80名

3 学校教育指導の重点

(1) 学力向上のための現職教育の充実をはかった。

- ① 各教科等に関する講習会、研究会を効果的に運営開催し、指導力の向上をはかる。
- ② 研究学校の指定により教育資料を作成する。
- ③ 自主的研究団体の助成により研究態勢の確立をはかる。
- ④ 教職員研究奨励金の交付による教職員の学術ならびに教育に関する研究意欲の高揚をはかる。

(2) 新教育課程の徹底をはかった。

- ① 小、中学校においては、県の示した基準に基づき教育課程の整備と設備の充実をはかる。
- ② 高等学校における改訂の実施に備え、趣旨の徹底と、教育計画作成に対する研究を強化する。

(3) 生活指導、道徳教育の徹底をはかる。

- ① 教職員の生活指導、道徳教育に関する指導力の向上をはかる。
- ② 「道徳」の時間の的確な実施をはかる。
- ③ 関係諸機関団体との緊密な連携による生活指導の組織的運営をはかる。

(4) 科学技術教育、産業教育の強化をはかった。

- ① 理振法、産振法等の適正な執行による施設、設備の充実をはかる。
- ② 理科技術家庭科に関する実技講習会の実施
- ③ 内地留学による農業、工業教育の資質の向上と確保をはかる。